

中国と日本の放生説話

——『冥報記』と『日本靈異記』との比較対照より——

曹 述 燮

ここでは古代の仏教説話集である中国の『冥報記』と日本の『日本靈異記』から、それに載っている“放生”“贖生”に関する説話を比較対照し、特にその中に描かれている現世の行いに対する冥府での応報の尺度となる記事に注目してみたい。

“放生”とは、元来文字とおりに生き物の生命をいたわり捕らわれた生き物を放ってやること、“贖生”とは放生のためにその代価を払っていることである。^①これはその実、宗教以前の人間の本性の一部に基づく行為で——時にはそれが社会的な意図により行われることもあるが——『列子』「説符」^②篇に、晋の趙簡子が正月の朝に喜んで鳩を放ってやることで恩を示したとする記事、『論衡』「恢国」^③篇に、斉の宣王が犠牲となる牛を殺すのを哀れに思ったとする記事等がその良き例である。しかし、今日の東アジア——中国、日本、韓国——に生きる人々は、“放生”という言葉を往々仏教的な意味だけに限定して理解する。それは、天台宗の開祖の智者大師の『金剛明最勝王経』所説の流水長者の縁により立法されたとする“放生会”が、我々の長い奉仏の歴史を経るにつれ、行事を通じてあるいは説話を通じて身ぢかになっていることがその所以であろう。

『冥報記』には、“贖生之福”を語る話、つまり“放生”を行うことで福を得る話が二箇条——「陳巖恭」（巻上）、「唐張公謹」（巻下）——載っている。

第一、「巖恭」の話。

泉州の若者巖恭、親から錢五万をもらい揚州へ船で買い物に出かける。途中、市場で売られるはずの大すっぽん五十匹を錢五万で買い取り、江河に放

つ。その夜、黒い服を着た客五十人が厳恭の家に来て、錢五万を返す。厳恭は一か月余りで家に戻り、客の姿と錢を返した日にちから考え合わせ、五十人の客が厳恭の贖ってあげた大すっぽんであることが分かる。

第二、「張公謹」の話。

魏郡の馬嘉運、死んで冥府へ行く。記室職に当てられるが、代理に陳子良を推薦し、自分は現世に戻る。代わりに死んだ陳子良の訴えにより危ういところを、以前絹数十匹で池の魚をあがなったことで免れる。

これらの話は、いずれも原因としての贖生と結果としての善報がそのモチーフとなっている。第一話、「厳恭」では、大すっぽんを錢五万であがなった厳恭が一銭も損することなくその錢を返してもらう。第二話、「張公謹」では、池の魚を絹数十匹であがなった馬嘉運がその功德で自らの災難から逃れる。これらの話における“贖生”の福は、『冥報記』の中で、その他の仏教行事——追福、齋会、精勤苦行、持戒、練行菜食、請僧行道、懺悔等——を行ったために得る福と同様の福をもたらずのものであった。

『日本靈異記』には、“贖生之福”を語る話、つまり“放生”を行うことで福を得る話が五箇条——「亀の命を贖い生き物を放って現報を得亀に助けられる縁」（巻上：第七）、「漢神の崇りに依り牛を殺して祭り、また生き物を放つ善を修め現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第五）、「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報を得る縁」（巻中：第八）、「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報に蟹に助けられる縁」（巻中：第十二）、「布施しないことと生き物を放つこととに依り現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第十六）——載っている。

第一、「亀の命を贖い生き物を放って現報を得亀に助けられる縁」（巻上：第七）の話。

百済国禪師の弘濟、京都で仏像を造る材料を買い備後国三谷郡へ帰る途中の難破の津、四匹の亀を買って放つ。船を借り海を渡るが、夜中備前の骨嶋の辺りで船人の脅しで海に入る。足に石が当たったような気がしたが暁に看ればそれは亀であった。

第二、「漢神の崇りに依り牛を殺して祭り、また生き物を放つ善を修め現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第五）の話。

摂津国東生郡撫凹村のある金持ちの家長、漢神の崇りで、七年間、七頭の

牛を殺して祭る。七年が終わって突然重病を病む。さらに七年間医薬方、卜者の祈祷を尽くしてもますます病む。そこで重病の原因が殺生業によると思い、毎月の六斎日ごとに放生業を行う。死後冥府の閻羅王の前で、家長を殺そうとする七人の牛頭人身の“非人”と家長をかばう数しれずの“衆人”が訴え争い、数の理で衆人が勝利する。そのために家長は生き返る。非人は家長の殺した七頭の牛で、衆人は家長の放生した多数の生き物であった。

第三、「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報を得る縁」（巻中：第八）の話。

奈良の富尼寺の上座の尼法迹の娘である置染臣鯛女、ある日、山菜を取りに山に入り蛇が蛙を飲み込んでいるのを目にした。鯛女は自ら蛇の妻となるからと蛇と約束し蛙を助ける。約束の七日目、蛇が鯛女を訪ねてくる。次の日、鯛女は生馬山寺に住む行基大徳から三帰五戒を受け、帰り道に老人の持っている大蟹を贖った。その夜、また蛇がきて今度は屋根の草を抜き入ってくる。ばたばた音がしたが、明日看れば一匹の大蟹がその蛇を段切りにしていた。

第四、「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報に蟹に助けられる縁」（巻中：第十二）の話。

山背国紀伊郡の部内の一人の女、ある日、その村の童から八匹の山川蟹を贖った。その後、また山に入り蛇が蛙を飲み込んでいるのを目にする。女は自ら蛇の妻となるからと蛇と約束し蛙を助ける。約束の七日目、蛇が女を訪ね、屋根から落ちてくる。ばたばた音がしたが、明日看れば八匹の大蟹がその蛇を段切りにしていた。

第五、「布施しないことと生き物を放つこととに依り現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第十六）の話。

讃岐国香川郡坂田里のある金持ちの家の使用人、釣り人について海に行き、釣り針に掛かった十の牡蛎を贖った。死後冥府で、法師五人、優婆塞五人が彼の前後を援護していたが彼らは生前贖った牡蛎十匹。宮門の左右にいる人が自分を殺そうとしたところ、それらの法師・優婆塞の諫めで助かり生き返る。

『日本霊異記』におけるこれらの話のいずれも、原因としての贖生と結果としての善報がモチーフとなっている。第一話「亀の命を贖い生き物を放って現報を得る縁」（巻上：第七）では、四匹の亀を贖った弘濟

がその亀に助けられ自らの災難から逃れる。第二話「漢神の崇りに依り牛を殺して祭り、また生き物を放つ善を修め現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第五）では、七年間、毎月の六斎日ごとに放生業を行い多数の生命を贖ったある金持ちの家長が、冥府でその多数の生き物の化身に助けられ生き返る。第三話「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報を得る縁」（巻中：第八）では、大蟹を贖った鯛女が、その大蟹に助けられ自らの災難から逃れる。第四話「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報に蟹に助けられる縁」（巻中：第十二）では、八匹の山川蟹を贖ったある女が、その山川蟹に助けられ自らの災難から逃れる。第五話「布施しないことと生き物を放つこととに依り現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第十六）では、十匹の牡蛎を贖ったある男が、冥府でその十の牡蛎の化身に助けられ生き返る。

さて、その縁起自体仏教経典に拠り、それを行うものは必ず良いことで報いられるとする放生。この放生を内容とする説話が、仏教を信ずる人々のあいだに信じられ、話され、行われるのは至極当然のことであろう。そのために、これらの話が仏教的因果応報の法則を説くことを主にする仏教説話集の中に収められるのである。ところが、これらの放生説話を、贖生と善報というモチーフだけに注目し因果応報を語る仏教説話とするならば、上に挙げられた『冥報記』の二箇条、『日本靈異記』の五箇条は共々同じ内容を語る“似たものどうし”に過ぎないと片づけられてよい。しかし、各々の説話は贖生と善報の同じモチーフを持つものでありながらも、ストーリー展開の技法上各々の作品が強い個性を見せる。

例えば、『冥報記』での第一話「嚴恭」の話のストーリーの展開を解いてみよう。

この話では、“贖生と善報”の因果関係の神秘が作品の時間・空間背景の離合により強度を増して伝えられている。多くの銭を持って揚州への旅にでている一人息子の嚴恭とそのまま泉州の家にとどまっている父母とは、それぞれ異なる空間に存在する。仮に前者の揚州への旅路を空間 a、後者の泉州の家を空間 b と設定してみよう。異なる空間 a・b に存在するお互いは当然それぞれの身の上のことを案じるばかりである。その状況のもとで、空間 a

での厳恭、彼は市場で売られるはずの大すっぽん五十匹を自分の持っている錢五万で買い取り、江河に放つ。そして、空の船で揚州へと向かった。たまたまかどうかは原文だけでは定かな推測はできないが、大すっぽんを売り錢をもらったその人は十里ばかり行ったところ、船が転覆し死んでしまう。以上の出来事を空間 a での厳恭は経験するが、話の内容はとても現実的且つ視覚的で、何の変哲もないものである。今度はもう一つの空間 b での父母、彼らはその夜不意に五十人の訪問客を迎え入れる。それらの客は息子の頼みで使いにきたといい、始め息子が家から持って出かけた錢五万を返す。父母は錢も錢だが、何よりも一人息子の安否が気になってそれを尋ねるが無事であるとのこと。その返してもらった錢はすべて濡れていた。彼らは一晩留って帰った。以上の出来事を空間 b での父母は経験するが、この話の内容もとても現実的且つ視覚的で、やはり何の変哲もないものである。そしてその後の一月余りの間、未だにお互いはお互いのことを確かめるところか知らずにいるばかり。ところが、今度その息子が旅先から家に戻る。一定の時間、異なる空間に存在していた人物の対面である。このことにより今までは別々に存在していたそれぞれの空間 a・b での人物のそれぞれの経験の前後関係が現実に確認される。「どうして持って出かけた錢を人に頼み返したのか」との父母の質問。「そんな頼みをしたことはありません」との厳恭の返事。このやり取りの時点で、話の内部での時・空間はつながる。ところが、時・空間のつながりが話の内部において現実に確かに起こっているこの時点で、お互いはそれぞれの経験にまつわる新たな事実——今までのような物質的且つ視覚的に解される事実ではないが——を認識する。つまり、この時点で、その時に至るまでは秘められていた神秘的な事実が新たに生まれてくる。厳恭が実際は頼んでもいないのに、厳恭から頼まれたといい父母を尋ねてきた五十人の客の得体。それは父母が語る客の身なり、および錢を返した日にちとを照らしあわせてみるに、厳恭の贖った五十の大すっぽん。そしてその返してもらった錢がすべて濡れていた所以までが話の理解を助ける証拠の一つになっている。一定の時間が経過した後、それぞれの空間 a・b に存在していた人物の会合により、経験以上の闇に伏されていた事実が確認される。現実には異なる空間に存在していた人物同士のそれぞれの経験に前後関係の理解を与えると同時に、物質的に解釈できない神秘を新たに生み出しているものである。これはすなわち、人物の現実的経験と時・空間の離合とが相まって織

りなす綾であると言えよう。

『日本霊異記』に見える第一話「亀の命を贖い生き物を放って現報を得亀に助けられる縁」（巻上：第七）、第三話「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報を得る縁」（巻中：第八）、第四話「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報に蟹に助けられる縁」（巻中：第十二）も、動物の報恩を語る昔話のような各々の偶然じみた出来事が前後関係の符合により因果応報の必然として解釈され、それが信仰に導く次元へと昇華している。

『冥報記』での第二話「張公謹」の話では、中国の怪・奇物語の伝統的筋の一つである“冥府の官員補欠説話”⁵⁷を軸に、話の主な背景を現世の人々からすればとにかく聞くも目新しい冥府に置いてある。

武徳六年一月のある日の夕方、魏郡の馬嘉運が自分の家の表玄関を出たら二人の人が馬を連れて立っている。「なに人ですか」と尋ねると、「東海公の使いで、あなたを迎えにきました」という。平素学識で名が知られていた嘉運は四方遠近の貴客からたびたび呼ばれていたため怪しむことなく彼らの進めた馬に乗っていった。

しばらくして嘉運は一官庁の表に着いたが、そこで同じ村人張公謹の妻崔氏に出会う。嘉運は彼女が張公謹から無理に殺され天曹に訴えている最中であると聞かされ、自分も死んだことが分かる。

使いのものが嘉運を連れて大門を入ると、「東海公は寝ているためにまだ会えない」とのことで、まず霍司刑のところ待たされる。霍司刑から聞けば、「この官庁の記室職が空いているために、嘉運の才学を耳にした東海公が無理にでもこの官職に当てようとする」とのこと。嘉運はそれから避れるよう霍司刑に頼み込む。霍司刑は「嘉運は学問なんか無い」という言葉の証人になってあげると約束する。

しばらくして起きあがった東海公は、対面した嘉運に「君の才学を耳にしている。記室職に当てようとするができるか」と聞く。嘉運は「自分は後代の人に経書を教えてはいるものの、文を管理する書記にはなれません」と辞退する。そして霍司刑がその証人となる。「誰が文章を作ることがうまいか」という東海公の質問に、嘉運は陳子良を推薦し逃れる。

見送る使者が嘉運を一つの小さい通じ難い小道まで見送り、この道で帰りなさいと指さす。嘉運はその小道に入るやたちまち生き返った。時は夜半に

向かっていた。

その次の年、呉人陳子良が急死し、張公謹も死んだ。二人が死んだ後のある日。嘉運は数人のもとのととも道歩いている途中、その官庁の人に出会いしばらくの間立ち往生していた。一緒にいた同僚がその理由を問うと、先の東海公の使者がいうには「陳子良が君をひどく訴え、霍司刑は君のために叱りつけられ、あなたもほとんど免れ得なかったが、君の贖生の福が基となりそれで免れ得た」と。贖生の福とは嘉運が蜀にいた時絹數十匹で池の魚を贖ったことをいう。

以上見るごとく、主人公の馬嘉運が、贖生の功德で、中国の伝統的思想からするならば天の定めである“死”から逃れ得るとの筋で、話の主な背景は現世の人々からすればとにかく聞くも目新しい冥府であり、その冥府は仏教の輪廻思想による来世の性格を持つ冥府として描き出している。全ストーリーの中で贖生と善報に対する言及はほんの僅かな部分にとどめていながら、ストーリーの中心は終局的に贖生にむけられているのである。

『日本霊異記』に見える第二話「漢神の崇りに依り牛を殺して祭り、また生き物を放つ善を修め現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第五）、第五話「布施しないことと生き物を放つことに依り現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第十六）も、『冥報記』の「張公謹」の話と同じく、その主な背景を冥府におき、そのことで仏教の輪廻思想による来世としての冥府を描いている。ところが、『日本霊異記』のこの二箇条の話は、『冥報記』の「張公謹」の話に比べるならば、仏教思想的因果関係をより直線的で明確に表している。

摂津国東生郡撫凹村のある金持ちの家長、漢神の崇りで、七年間、七頭の牛を殺して祭る。七年が終わって突然重病を病む。さらに七年間医療と薬品、卜者の祈祷を尽くしてもますます病む。そこで重病の原因が殺生業によると思い、毎月六斎日ごとに放生業を行う。死後冥府の閻羅王の前で、家長を殺そうとする七人の牛頭人身の“非人”と家長をかばう数しれずの“衆人”が訴え争い、数の理で衆人が勝利する。それによって家長は生き返る。非人は家長の殺した七頭の牛で、衆人は家長の放生した多数の生き物であった。（「漢神の崇りに依り牛を殺して祭り、また生き物を放つ善を修め現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第五））。

讃岐国香川郡坂田里のある金持ちの家の使用人、平素隣の身寄りのない貧しい爺と婆を嫌い養わない。しかし、ある日、釣り人に付いて海に行き、釣

り針に掛かった十の牡蛎を贖った。死後冥府で、法師五人、優婆塞五人が彼の前後を援護していたが彼らは贖った牡蛎十匹。宮門の左右にいる人が自分を殺そうとしたところ、法師・優婆塞の諫めで助かる。しかし、宮門の左右にかぐわしいご馳走を設け、諸人は楽しみ試食するが自分はその中にいながら七日間飢渴して口より炎を出す。「汝、飢える爺と婆とに施さずに嫌った罪の報いなり」と。生き返る。（「布施しないことと生き物を放つこととに依り現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第十六））。

いずれの話においても、善行と悪行とが対比され、その行いによる結果としての善報と悪報とが浮き彫りになることで、因果関係がより明確になっている。

さて、今度は以上に取り上げた『冥報記』『日本靈異記』のこれらの放生説話のなかで、主に現世での行いに対する冥府での応報を論じる最後の三つの作品を中心に、ことの運びと応報の尺度なるものを察してみよう。

まず、『冥報記』の「張公謹」の話。

第一、婦人崔氏の訴えに関する経緯。

崔氏は夫君張公謹から無実で殺され自分の憤懣やるかたなき心情を天曹に訴えでる。しかしそのことから三年の歳月が経つまで張公謹を救護する王天主の力で彼への問罪はできていない。

第二、馬嘉運を記室職に呼び寄せることに関する経緯。

天曹の記室職が空いているために、嘉運の才学を耳にした東海公が無理に彼を呼び寄せる。しかし馬嘉運は、「自分は経書を後代に教えてはいるが、文を管理する書記にはなれません」と辞退する。そして霍司刑がその証人となることで、その辞退の言葉は嘘であるにも関わらず順調に物事が運ぶ。

第三、空いている記室職にあたる人物の推薦に関する経緯。

自分は文章を管理できる才能は持ち合わせていないとする馬嘉運に「誰が文章を作ることがうまいか」と人伝いまたは噂で聞く。

第四、陳子良の訴えに関する経緯。

馬嘉運の代理に記室職に当てられた陳子良はそれに関する馬嘉運の不当さを訴えでる。それで霍司刑が叱りつけられるが、馬嘉運は“贖生の福”の力で免れる。

以上にあげたことから、ものの判断において決定的力を発揮する尺度は特別に存在するものではなく、そのほとんどが“人と人との関係”によると言えよう。それが社会通念となっているうえに、“贖生”もそのような同等の力を発揮するものとしている。仏教説話という観点から看ればこのストーリーは“贖生”の話になるが、ある面では、この話が伝えられ、聞き入れられる当時の中国社会における意識の基盤を物語るものとしても解釈できよう。冥府での出来事は神秘ではあるが、紛れもない現世の世態を描写しているように見える。

『日本霊異記』においては、第二話「漢神の崇りに依り牛を殺して祭り、また生き物を放つ善を修め現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第五）と第五話「布施しないことと生き物を放つこととに依り現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第十六）とに冥府での価値判断の尺度を尋ねてみるができる。

まず、第二話「漢神の崇りに依り牛を殺して祭り、また生き物を放つ善を修め現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第五）の話。

第一、七人の牛頭人身の非人の訴えに関する経緯。

“非人”と呼ばれた七人の牛頭人身の人は、現世で金持ちの家長の祭のために殺された七頭の牛の化身。彼らが死んだ金持ちの家長を閻羅王の前にひたって、死を賜うように乞う。

第二、金持ちの家長をかばう衆人の訴えに関する経緯。

金持ちの家長をかばう数しれずの衆人は、現世でその金持ちの家長が放してあげた数知れずの生き物たちの化身。自分らを殺した金持ちの家長に死を乞う七つの牛頭人身の非人から、彼らを殺した罪は崇った神のせいであると金持ちの家長をかばう。

第三、双方の争いに対して閻羅王の下す判断に関する経緯。

七人の非人と多数の衆人。双方が現世でのその金持ちの家長の行いをめぐって訴え争う。閻羅王は悩みに悩んだあげく、「おおむね理判は多数の証拠による。この故に多数に就かむ」と判決し、数の理で衆人が勝利する。

そして、第五話「布施しないことと生き物を放つこととに依り現に善悪の報いを得る縁」（巻中：第十六）の話。

第一、使用人が隣の爺と婆を養わなかったことに関する経緯。

宮門の左右にかぐわしいご馳走を設け、諸人は楽しみ試食するが自分はその中にいながら七日間飢渴して口より炎を出す。「汝、飢える爺と婆とに施さずに嫌った罪の報いなり」と。

第二、十の牡蛎をあがなったことに関する経緯。

法師五人、優婆塞五人が彼の前後を援護していたが、彼らは生前贖った牡蛎十匹。宮門の左右にいる人が自分を殺そうとしたところ、法師・優婆塞の諫めで助かり生き返る。

以上にあげたことから、ものの判断において決定的力を発揮する尺度はそのほとんどが“目には目、歯には歯”の報復の論理であると言えよう。第二話で、主人公の金持ちの家長が死後七人の“非人”に連れられ閻羅王の前に立つ。裁判を受けるためである。死んでから冥府に行き、冥府に君臨する王の前で裁判を受ける過程は『冥報記』の記事と同様である。しかし、その王の使い人は、『日本靈異記』では金持ちの家長の殺した七頭の牛の化身である。これは輪廻による七頭の牛の転生の姿であるというよりは現世での牛そのものである。それはその牛たちがその金持ちの家長から現世でなますにされ殺されたとおりに、その金持ちの家長をなますにして殺し鬱憤を晴らそうとするくだりで明白である。“目には目、歯には歯”の報復が残虐ではあるが、生々しさがあって迫力を増すくだりである。第五話では、使用人が隣の身寄りのない貧しい爺と婆とに施しをせず嫌った悪の報いとして、宮門の左右にかぐわしいご馳走を設け、諸人は楽しみ試食するが自分はその中にいながら七日間飢渴して口より炎を出すこと、十の牡蛎をあがなった善の報いとして、法師五人、優婆塞五人が彼の前後を援護し、宮門の左右にいる人が自分を殺そうとしたが彼らの諫めで助かること、いずれも同じ報復の論理の適用の例とすることができよう。これまた上の『冥報記』の解釈の時と同様、仏教説話という観点から見てこれらのストーリーは“贖生”の話になるが、ある面では、この話が伝えられ、聞き入れられる当時の日本社会における意識の基盤を物語るものとして解釈できよう。冥府での出来事は神秘ではあるが、紛れもない現世の世態を描写しているように見える。

以上のことから判断するに、『冥報記』と『日本靈異記』との放生説話は贖生と善報という同じモチーフの上で仏教的因果応報の法則を説くもの。そ

うでありながらも、現世での生命を終えればゆきつくとする冥府での現世の行いに関する判断の尺度となるものは、両者の間では異なっているように見える。それぞれがその話を産出したその時代のその国の思考の様相を考えさせるものであると言えよう。

注1：ここでは両者を同じ意味で扱う。

注2：邯鄲之民以正月之旦獻鳩於簡子、簡子大悦、厚賞之。客問其故。簡子曰、正旦放生、示有恩也。（『列子』卷八、「説符」）。

注3：齊宣王憐糝種之牛、睹其色之穀鯨也。（『論衡』卷十九、「恢国」）。

注4：拙稿『中国文言小説における怪、奇の諸相』四十頁、名古屋大学文学研究科課程博士学位論文、1994年。

注5：『日本靈異記』、日本古典文学大系、岩波書店、では「人畜にふまれる髑髏を救い収め靈表を示し現報する縁」（巻上：第十二）の話“放生”の類話としているが、放生は生き物の生命が重要な意味をなすものであると考え、ここではその説を取らない。

注6：ただし、『日本靈異記』における、第三話、「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報を得る縁」（巻中：第八）と、第四話、「蟹と蛙との命を贖い生き物を放って現報に蟹に助けられる縁」（巻中：第十二）の間では、同じ話の流転に依るものとしての性格が強い。

注7：『搜神記』「劉赤父」（巻五：九十三）、『冥報記』「睦仁蒨」（巻中）「孫廻樸」（巻中）。